

II. 生活環境の魅力向上に係る効果



神奈川県小田原市

景観まちづくりの効果

【既存不適格の改善】

- 平成18年に景観計画及び屋外広告物条例の施行により、景観計画重点区域である小田原城周辺・小田原駅周辺地区において、屋外広告物の改善（撤去や新設等）を促した。
- その結果、駅前広場に面する商業施設の広告物の集約化やデザインの変更による駅前の顔づくり、まちなみ景観や小田原城への眺望の改善が進行した。
- 条例施行1年後には既存不適格の屋外広告物の約61%が改善されるとともに、市民の「魅力ある都市づくりの満足度」の平均値が、2.88ポイントから2.93ポイントとやや向上した。

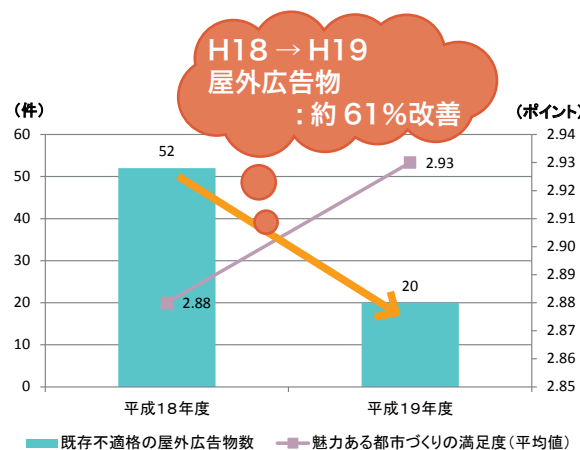


図 既存不適格の屋外広告物と市民の満足度（平均値）の変化

●問「景観計画の運用や街づくり活動への支援等を通じて、魅力ある都市づくりに取り組んでいることへの満足度」を1～5までの5段階で評価して頂いた結果の平均値

景観まちづくりの主な取組み

- 小田原市では、景観法の制定直後に景観計画を策定、景観条例を制定し、景観計画重点区域とした小田原城周辺・小田原駅周辺では、当該区域を対象とした屋外広告物条例を制定し、良好な景観形成の取組みに着手した。
- 屋外広告物の早期改善を促し、風格と落ち着きのある景観の形成に著しく貢献する広告物を製作し、表示する者に対して、期間を区切ってその費用の一部を補助（平成18年10月から平成19年1月末まで、屋外広告物早期改善促進補助金交付要綱）する仕組みを設けた。
- あわせて、全国チェーンの本社や場所を提供しているビルのオーナーに直接職員が出向き、協力を要請するなど、屋外広告物設置者と個別に協議を重ねた。
- その後、事業者の自主的な撤去・改修を含め屋外広告物の改善が促進し、広場の整備等により街並み景観や小田原城への眺望景観が早期に改善された。

表 景観まちづくりの主な取組み経緯

年	取組み内容
平成元年度	○景観ガイドプラン策定
平成4年度	○都市景観条例制定（自主条例）
平成17年度	○景観計画（市域全域）及び景観条例制定 ○景観計画重点区域（小田原城周辺地区、小田原駅周辺地区を指定）
平成18年度	○屋外広告物条例制定 ○小田原城周辺地区、小田原駅周辺地区を対象
平成19年度	○景観計画重点区域に、国道1号本町・南町地区を追加
平成21年度	○景観計画重点区域に、小田原大井線沿道地区、穴部国府津線沿道地区を追加
平成22年度	○新・屋外広告物条例制定 ○市域全域を対象

活用している主な法令制度・事業等

- 景観法（小田原市景観計画（景観計画重点区域等）、小田原市景観条例）
- 屋外広告物法（小田原市屋外広告物条例）
- 屋外広告物早期改善促進補助金交付要綱 ※現在は廃止

取組みによる景観変化

Before



平成 18 年



After



平成 19 年



平成 27 年



小田原駅前の商業施設

平成 18 年の屋外広告物条例制定後に、事業者の協力を得て、屋上や壁面広告物を改善。また、テナントごとに掲出していた懸垂幕は、トーン（明度と彩度による色の系統）をそろえ、色相に変化を持たせたデザインに。さらに、本施設の建替え計画に際して、屋外広告物の表示位置やデザインについて市や専門家との協議・調整を経て、集約化などを実施。

Before



平成 18 年

After



平成 27 年

小田原駅前

広告物の撤去・改修等により、平成 19 年に屋外広告物が改善され、その後も、良好な景観を維持。

Before



平成 18 年

After



平成 19 年

小田原城天守閣への眺望景観

小田原駅から小田原城天守閣への眺望に影響を与えていた屋上広告物を撤去し、眺望景観を改善。

II. 生活環境の魅力向上に係る効果

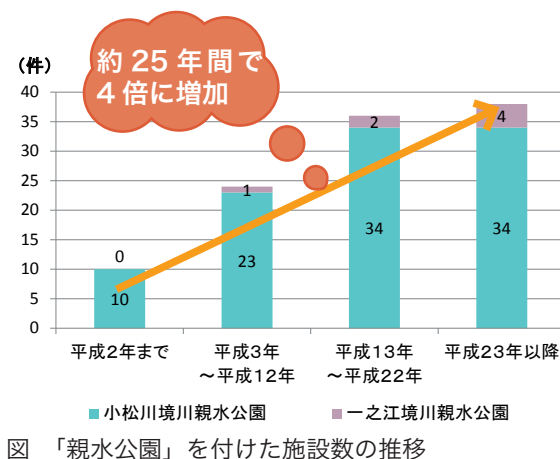
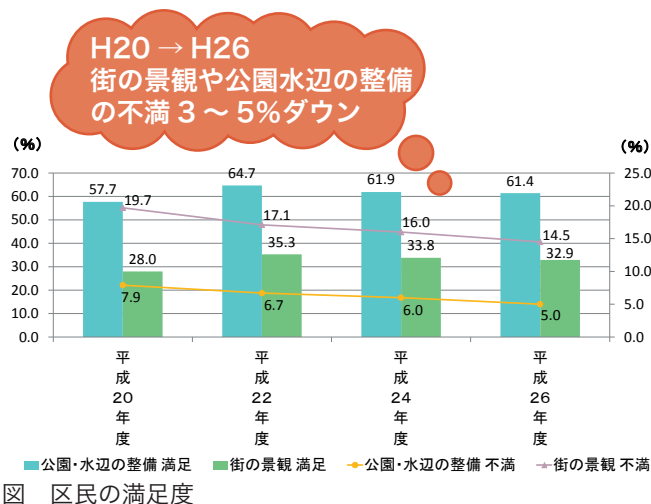


景観まちづくりの効果

【区民の満足度、「親水公園」の名称が付いた施設の件数】

○街の景観や公園・水辺の整備に関する区民満足度は、平成20年から22年にかけて「満足している」が上昇した後、横ばいで推移していますが、「不満である」は、緩やかに減少するなど、景観や親水公園する満足度は、徐々に向上している。

○親水公園沿いやその周辺では、1980年頃から中層の共同住宅の立地が進行し、施設名称に親水公園を付けたものが徐々に増加するなど、親水公園の認知が向上している。



景観まちづくりの主な取組み

○江戸川区は、かつて420kmに及ぶ水路や河川が、昭和30年代後半からの急激な市街化によりどぶ川と化したことから、水路の跡地利用として「親水」機能に着目した「江戸川区内河川整備計画（昭和47年）」を策定した。昭和47年に古川親水公園整備に着手し、平成7年の一之江境川親水公園の整備完了により5路線で親水公園が完成した。

○3つの親水公園では、流域の町内会が中心となり「愛する会」を発足させ、清掃活動やイベントの開催を行っている。また、子供を対象とした自然観察会を開催するなど、環境学習の場としても活用されている。

○江戸川区は、平成18年に一之江境川親水公園沿線で景観地区を指定した。また、平成23年に景観計画を施行し、親水公園沿いの景観形成ガイドラインを策定するなど、親水公園と一体となったうまいのある景観形成に取り組んでいる。

表 景観まちづくりの主な取組み経緯

年	取組み内容
昭和47年	○江戸川区内河川整備整備計画
昭和47～49年度	○古川親水公園の整備 ○古川親水公園の愛する会が発足
昭和56～59年度	○小松川境川親水公園の整備 ○小松川境川親水公園の愛する会が発足
平成4～8年度	○一之江境川親水公園の整備 ○一之江境川親水公園の愛する会が発足
平成18年	○一之江境川親水公園沿線の景観地区の指定
平成23年	○江戸川区景観計画の施行 ○古川親水公園沿線の景観地区の指定

活用している主な法令制度・事業等

○景観法（江戸川区景観計画、江戸川区景観条例、景観地区（一之江境川親水公園地区、古川親水公園地区、JR小岩駅周辺地区））

取組みによる景観変化

Before



農業用水路（昭和 20 年頃）



雑排水路（昭和 40 年代）

After



小松川境川親水公園（平成 27 年）

水辺風景の再生 —親水公園の整備—

かつての水路は、農業用水や水上交通の役割を担うとともに、子供たちが水浴びや魚とりに興じるなど、人々と深い関わりがあった。その後、高度経済成長期の急激な宅地化等により雑排水路となったが、区民から「親しんだ清流を取り戻してほしい」という強い要望も受け、親水公園として水辺の風景を再生。



一之江境川親水公園（平成 27 年）



清掃活動の様子



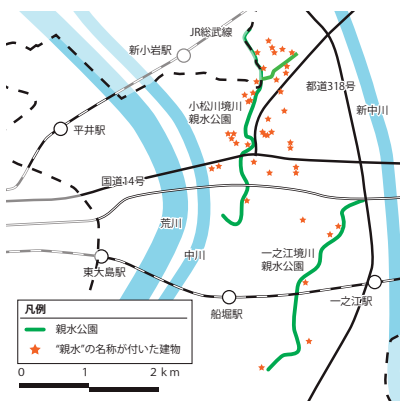
イベントの様子



自然観察会の様子

親水公園の活動

親水公園では、沿線の町内会が中心となり愛する会が設立され、清掃活動やイベントを開催。また、自然観察会の開催など、環境学習の場としても活用。



親水公園の名称が付いた施設の分布



親水公園の名称が付いた施設



親水公園沿いの公共施設

親水公園による地域の価値

親水公園の名称を付けた施設は、公園沿いの他にも広範囲に分布。また、親水公園沿いの公共施設のエントランスやオープンスペースは親水公園側に設けられるなど、豊かな空間を創出。